

エステ業界初!

エステティックTBCとエステ・ユニオンは

無期転換労働協約を締結します

(非正規安心労働協約)

本協約のポイント

雇い止めの不安を解消！ すべての社員を
期間の定めのない労働者に転換します

※エステティシャンに限る

①「無期転換ルール」に関係なく、すぐに無期転換できる

雇い止めの不安を解消！ 安心して働き続けられる環境を整備します

無期転換ルール（労働契約法）とは

- * 有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換できる。
- * 2018年4月以降、無期転換ルールの適用対象者が多く出てくると予想される。しかし、無期転換ルール阻止のため、使用者による雇い止め等が続出することが危惧されている。

無期転換労働協約の場合

契約期間の通算年数に関わらず、有期雇用労働者が無期転換を求めたら、即時に無期転換が可能。



雇い止めの心配を
せずに働ける！

② 無期転換後の労働条件の不利益変更は禁止

無期転換した際には、それまでの労働条件が維持され、引き下げはしません

③ 無期転換を求めた人への不利益取り扱いは禁止

無期転換を求めた労働者に対する嫌がらせ等の報復措置は許されません

④ 既存の有期雇用労働者へ無期転換制度を周知します

無期転換の制度概要・メリットについて周知し、転換を促進します

⑤ 今後の新規採用のエステティシャンは全て無期雇用労働者に

将来的に、TBCで働く全てのエステティシャンが無期雇用労働者になる予定です

本労働協約によって、非正規労働者の雇用の安定化を図ります。
私たちは、エステ業界全体を安心して働ける業界にしていくことを目指します。